

国連女性差別撤廃委員会

第7回・8回日本報告審議を傍聴して



審議傍聴参加者の報告集会（5月10日）

国連女性差別撤廃条約をめぐり、日本政府が提出した第七・八回報告を審議する女性差別撤廃委員会（CEDAW）がスイス・ジュネーブの国連歐洲本部で開かれ、三月七日には「総括所見」が発表されました。日本からも日本女性差別撤廃員会NGOネットワーク（JNNC）に結集して傍聴団が参加。その報告集会（婦団連主催）が五月十日に東京都内で開かれました。

日本政府へ確実な実施を勧告

一月十六日、ジエネ
ブルの国連欧洲本部で、国
連女性差別撤廃員会が日
本の取り組みに関する第
七・八回政府報告を審
議、三月七日にその結果
をまとめた「総括所見」
が発表されました。婦団
連など四十五団体が参加
する日本女性差別撤廃条
約NGOネットワーク
(JNNC)は統一レポ
ートを提出し、審議の傍
聴には80人が参加しまし
た。婦団連は、政治参
画、雇用など十分野にわ
たる日本の現状をまとめ
た独自レポート(婦民は
「高齢者」を担当)を提
出、傘下各団体の代表九
人が国連での活動に参
加、男女平等教育全国ネ
ットの参加者も行動を共
にしました。

▼女性差別撤廃条約 一九七五年に国連で採択された条約。女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要な措置をとることを締約国に義務付けています。百八十五か国が批准、日本は八五年に批准しました。各国の取り組みを監視するためには女性差別撤廃委員会（CEDAW）が設置され、定期的に締約国の報告を審議し、結果を「総括所見」として発表します。

の開会あいさつ、国連での参加者の活動の姿を伝えるDVDの上映、ついで柴田真佐子（婦団連会長）さんが「審議の傍聴と総括所見」について、全体の状況を次のように報告しました。

はJNNCの代表が日本政府の条約・勧告の実現状況と日本の男女平等についてのための喫緊の課題について発言しました。

二月十六日は、いよいよ日本政府の条約実施に関する報告の審議でま

CEDAW傍聴活動は、二月十四日、NGOミーティングから始まりました。二月十五日にはプライベートミーティング（JNNC主催）が行なわれ、第七・八回報告審議に関する女性差別撤廃委員会の前年七月に出された質問事項に対応、項目ごとに分担を決めてレポートを作成し、スピーチをしました。

た。日本政府代表団表・杉山晋輔外務審官)は、安倍政権の女性活躍推進などを強調しながら、国内法に差別定義規定がないことや法改正の遅れなど、各現状について、委員らは批判が相次ぎました。とくに前回の審議直ちに是正すべきこと勧告されていた夫婦同

リーフィング（報告）が行われました。女性差別撤廃委員会は締約国の実施状況を審議するにあたって、政府報告には盛り込まれない差別の実態を把握するために、NGOの情報提供を重視しています。ブリーフィングで三月七日、女性差別

審議傍聴参加者の報生

国連女性差別撤廃委員会の日本報告審議を傍聴した七人の参加者が次々に発言。異口同音に語つ
刑罰は軽いことが分かります。（中野和子さん＝弁護士・自由法曹団女性部長）

たのは、日本政府の取り組みの遅れ、努力の欠如、それにに対する委員たちの一つひとつ問題に対する厳しい指摘でした。

「国内法に包括的な女

て、前回に引き続きフオ

差別的な条項が民法・家族法にある、国際的な規範、女性の人権を守るうえで容認できないとして、「民法改正」問題では

性に対する差別の定義がない」という委員からの指摘に対して、武川男女共同参画局長は「憲法・「慰安婦」問題は、二〇〇九年の総括所見では「文三二四一の暴力」のローアップ項目に。（近藤里沙さん＝弁護士・自由法曹団女性部）

に定義されている」と回答。しかしこれは言い訳にしかなりません。国内法にきちんと盛り込ませることが大事です。「女性に対する暴力」では、

「女性に対する暴力」の項目で取り上げられていましたが、今回は独立した項目を設け、詳細に言及。被害者の人権への視点を欠き歴史の事実に背を向

強姦の定義の拡大と共に、性犯罪の低い法定刑の引き上げが提起されています。外国の刑法規定を見ると圧倒的に日本の「問題解決」を強調する日本政府の姿勢に対し、厳しい勧告となりました。勧告発表後、日本政

出、雇用、農業、教育、
高齢女性の貧困、マイノ
リティー女性への対策、
放射能汚染への対応、選
択議定書の批准など、五
十七項目にわたる勧告が
出されました。そして、

野恵美子さん＝新日本婦人の会国際部長

【教育】の問題。子どもの貧困率が一六・三%と過去最悪に。貧困による文部省進学を躊躇うて

レーチ性が進歩を認めるケーブルも増えています。委員からは男女平等教育が教育課程に反映されてい るか。マイノリティ又

性への支援は、奨学金はと質問が相次ぎました。（永井好子さん＝男女平等教育全国ネット）

「雇用」の分野での勧告は、同一価値労働同一賃金の原則を実施し賃金のジェンダー格差をなくすこと、育児のための両

親休暇の導入、セクハラ・マタハラの防止などを政府に強く要請するといふもの。要求がそのまま

勧告になつたという感じで、私たちの主張こそが国際水準なのだと元気づけられました。(長尾ゆりさん=全労連女性部長)

「農山村女性」では、女性の政策決定への参加の障害を取り除くこと、家族経営における女性の

労働を認めるよう所得税法を見直すことと、しっかりと勧告されました。
(久保田みき子さん=農民連女性部長)

私たちが長年運動してきた所得税法五十六条の見直しが勧告されたこと

を喜んでいます。勧告を実施させる運動をさらに強めていきます。(塚田豊子さん=全商連婦人部協議会)